

船舶安全法施行規則及び小型船舶検査機構に関する省令の一部改正について

平成 19 年 6 月 6 日
海事局検査測度課

背景

船舶所有者は、その所有する船舶を航行させる場合、船舶の構造、設備等に関する要件を満たす義務を負うとともに、これを担保するため定期的検査を受検することが船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号。以下「法」と言います。）において義務づけられています。近年の小型船舶の検査実績をみると、定期検査及び中間検査を受検すべき船舶のうち、年間数万隻もの小型船舶が検査期日を過ぎて受検する状況、又は受検しないという状況（以下「未受検」と言います。）にあります。これら未受検船舶が定期的検査を受けずに航行の用に供されることは、小型船舶の安全性確保に重大な影響を及ぼし法に違反する行為であることから、早急に対策を講じる必要があります。

このため、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号。以下「規則」と言います。）及び小型船舶検査機構に関する省令（昭和 48 年運輸省令第 51 号。以下「省令」と言います。）について、以下の改正を行うことを予定しています。

改正の概要

1. 船舶安全法施行規則の一部改正

(1) 船舶検査済票について

規則第 15 号様式で定める船舶検査済票の様式について、次回中間検査の検査期限を示す年月を記載するよう改正する予定です。

(2) 中間検査済票について

規則第 42 条の 2（中間検査済票）を加え、以下の事項を規定する予定です。

- ① 中間検査に合格した小型船舶には、管海官庁又は小型船舶検査機構が次回の定期検査又は中間検査の検査期限の年月を表示した中間検査済票（第 15 号の 2 様式として追加）を交付すること。
- ② 中間検査済票を滅失又はき損した場合、再交付を受けることができること。
- ③ 小型船舶の所有者は、中間検査済票を両船側の船外から見やすい場所に貼りつけておかなければならないこと。
- ④ 小型船舶の所有者は、当該小型船舶が法第 2 条第 1 項の適用を受けないこととなったとき、船舶検査証書の有効期間が満了したとき、次回の中間検査に合格したとき、中間検査済票をき損して再交付を受けたときには、貼りつけられた又はき損した中間検査済票を取り除かなければならないこと。

(3) その他所要の改正を行う予定です。

2. 小型船舶検査機構に関する省令の一部改正

省令第 13 条の検査事務規程の記載事項について、中間検査済票の交付及び再交付に関する事項を追加する予定です。

今後のスケジュール（予定）

平成 19 年 7 月中旬	公布
平成 20 年 1 月 1 日	施行